

中山間地域農業農村総合整備事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 5,227百万円（前年度 4,356百万円）

<対策のポイント>

中山間地域の特徴を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合（10割【令和11年度まで】）

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

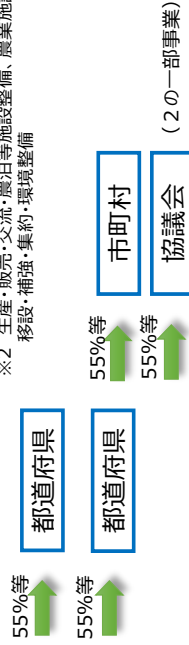
2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

【実施要件】

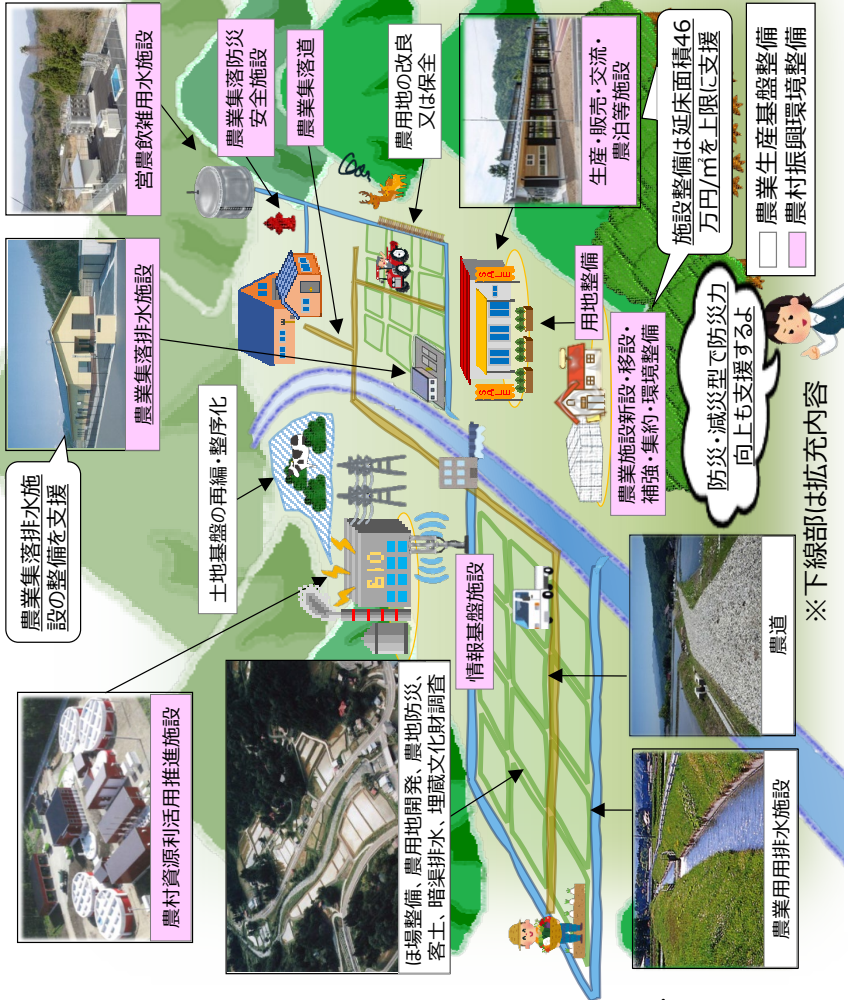
- ・ 農産物の高付加価値等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

<事業の流れ>



（注）上記要求額のほか、事項要求

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～「防災・減災型」を創設（拡充）、活性化施設等整備の平米あたり整備費上限の改定（拡充）、農業集落排水施設整備事業の追加～

<拡充①「防災・減災型」を創設>

- 農村における防災・減災対策を推進する観点から、中山間地域において、地域の防災力を向上させる整備を実施した場合に活用できる、「防災・減災型」を創設し、中山間地域における地域の防災力向上を推進。

【要件】

- ・ 「田んぼダム」に取り組むこと、又はため池等の貯留施設を整備すること。
- ・ 流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系等に指定もしくは指定される見込みの地域であること。
- ・ 地域防災計画等において、当該施設に関する位置づけがあること。

以上の要件を満たす場合に、

- ・ 面積要件 5ha以上
- ・ 防災ガイドラインの適用を要望

ため池の改修



改修前

改修後（洪水流下能力の向上）

<拡充③ 農業集落排水施設整備事業の追加>

- 水源条件が脆弱な中山間地域等における農業用水の補完や、発生する汚泥をたい肥化して農地還元を図るため、農業集落排水施設整備事業を追加し、農村生活環境の改善に加え、農業生産の維持及び資源循環を推進。

【要件】

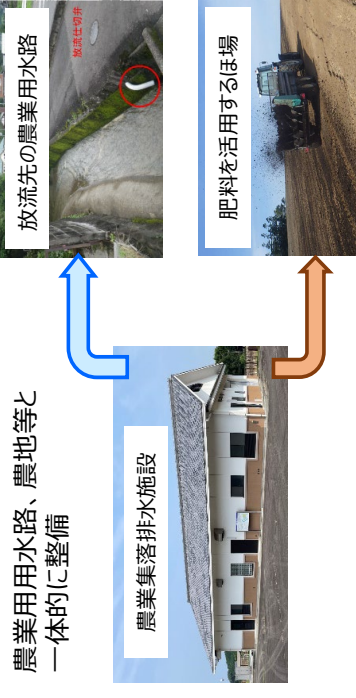
- ・ 農業用排水施設、農地等の整備と農業集落排水施設の整備を一体的に実施。

<拡充② 活性化施設等整備の平米あたり整備費上限の改定>

- 近年の資材価格の高騰の影響等に対応し、施設整備をこれまでと同様に支援するため、活性化施設等整備に係る上限単価の制限を延べ床面積 1㎡あたり「29万円以内」から「46万円以内」に改定。



活性化施設



農業用水路、農地等
一体的に整備

農業集落排水施設

放流先の農業用水路

肥料を活用するほ場

農村整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 8,903百万円（前年度 7,419百万円）

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手（10割〔令和11年度まで〕）
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道橋及び農道橋及び農道橋の対策着手（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農業集落排水施設整備事業
農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
〔施設の①再編・集約化及び②耐震対策の市町村負担を軽減〕
・小規模な集落排水システムへの変更時における末端戸数の要件緩和

2. 農道・集落道整備事業
農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業
営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

＜事業の流れ＞

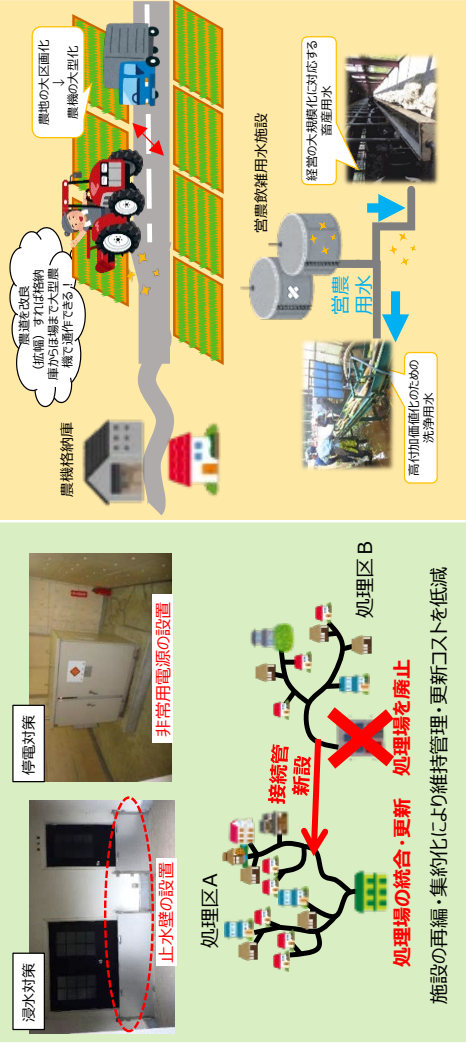


(注) 上記要求額のほか、事項要求

＜事業イメージ＞



農村インフラの高度化
生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）